

猪名川町地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、猪名川町地域公共交通会議設置要綱第10条に基づき、猪名川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、国からの補助金、猪名川町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度、予算を調製し、交通会議に諮り、承認を得なければならない。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに猪名川町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、交通会議に諮り承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 会長は、予算の執行上必要があると認めるときは、歳出予算の流用及び予備費の充用を行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、交通会議出納員が行う。

2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えるものとする。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに猪名川町長に送付しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第10条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(契約)

第11条 交通会議で業務発注を行うにあたっては猪名川町の財務規則に準ずるものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年〇月〇日から施行する。

2 当財務規程を制定した年度においては、第2条第3項中「毎年4月1日に始まり」とあるのは「令和3年〇月〇日」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2（第 4 条第 2 項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事務費	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費